

つばさ在宅訪問介護センター運営規程
《居宅介護・重度訪問介護》

(事業の目的) 第1条 医療法人社団 白羽会が実施する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(運営の方針) 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に指定居宅介護等を行う。

2 事業にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅介護事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

3 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努める。

4 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等) 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 つばさ在宅 訪問介護センター(2) 所在地 船橋市芝山3-10-5 つばさの杜内
第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員、サービス提供責任者と兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 6名(常勤職員 6人)サービス提供責任者は、

居宅介護計画等を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 20名(常勤職員 17人、非常勤職員 2人) 従業者は、居宅介護計画等に

基づき指定居宅介護等の提供にあたる。

(4) 事務職員 1名

(営業日及び営業時間等) 第5条 本事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後18時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
- (4) サービス提供時間は24時間365日とする
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容) 第6条 本事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

ア 居宅介護計画の作成

イ 身体介護に関する内容 (ア) 食事の介護 (イ) 排泄の介護 (ウ) 衣類着脱の介護 (エ) 入浴の介護 (オ) 身体の清拭、洗髪 (カ) 通院介助(身体介護を伴うもの)(キ) その他必要な身体の介護 ウ 家事援助に関する内容 (ア) 調理 (イ) 衣類の洗濯、補修 (ウ) 住居等の掃除、整理整頓 (エ) 生活必需品の買い物 (オ) 通院介助(身体介護を伴わないもの) (カ) その他必要な家事

(2) 重度訪問介護

ア 居宅介護計画の作成

イ 身体介護に関する内容 (ア) 食事の介護 (イ) 排泄の介護 (ウ) 衣類着脱の介護 (エ) 入浴の介護 (オ) 身体の清拭、洗髪 (カ) 通院介助(身体介護を伴うもの)(キ) その他必要な身体の介護 ウ 家事援助に関する内容 (ア) 調理 (イ) 衣類の洗濯、補修 (ウ) 住居等の掃除、整理整頓 (エ) 生活必需品の買い物 (オ) 通院介助(身体介護を伴わないもの)(カ) その他必要な家事

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護 ① 身体障害者 ② 知的障害者 ③ 障害児 ④ 精神障害者
- (2) 重度訪問介護 ① 重度の肢体不自由者 ② 重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者

(利用者から受領する費用の額等) 第7条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受ける。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際には、法第29条第3項第1号の規定により算定された介護給付費又は法第30条第3項第1号

の規定により算定された特例介護給付費の支払いを受ける。

【居宅介護事業者等は、通常の事業の実施地域を越えた地域の利用者からのサービスの提供を求められた場合に、交通費を徴収することができる。その場合は以下の項目（例）を記載すること】

3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。

第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域） 第8条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

（衛生管理等）

第9条 訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法） 第10条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合 その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する

主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じる。

2 指定居宅介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

3 利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止のための措置） 第11条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制 の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（苦情解決） 第12条 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 本事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から 指

導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項) 第13条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。【出張所を設置する場合には、下記条項を記載すること】

5 この事業の一部を出張所において行う場合においても、この通常規程の各条項の適用を受けるものとする。

6 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 白羽会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年7月1日から施行する。